

# 20歳から60歳未満のすべて方は、 公的年金加入が義務付けられています

# 国民年金

〈問合せ先〉  
岐阜南社会保険事務所  
☎273-6161



国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

	どんな人が?	加入の届出は?	保険料の納付は?
第1号	無職・自営業者など	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員など	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦など	配偶者(第2号)の勤務先が届出	なし(配偶者の制度が負担)

## 【例えば】太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳到達まで加入する年金は?

太郎さん: [20歳に到達] 学生なので国民年金(第1号被保険者)に加入  
 [22歳で就職] 会社員になり厚生年金(第2号被保険者)に加入  
 [45歳で転職のため退職] 次の会社に就職するまでは国民年金(第1号被保険者)に加入  
 [58歳で退職] 退職後も60歳到達までは国民年金(第1号被保険者)に加入

花子さん: [20歳に到達] 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金(第2号被保険者)に加入  
 [29歳で結婚・退職] 夫に扶養されている間は国民年金(第3号被保険者)に加入  
 [45歳で夫が退職] 国民年金の第1号被保険者に変更  
 [夫が再就職] 国民年金の第3号被保険者に変更  
 [夫が58歳で退職] 60歳到達までは国民年金(第1号被保険者)に加入

		20歳 22歳(就職)		45歳(転職)		58歳(退職) 60歳	
太郎さん (夫)	学生	会社員		無職	会社員		無職
	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)		第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)		第1号 (国民年金)

  

		20歳 29歳(結婚)		60歳	
花子さん (妻)	会社員	専業主婦			
	第2号 (厚生年金)	第3号 (国民年金)		第1号 (国民年金)	第1号 (国民年金)

◎第1号、第2号、第3号の被保険者期間(保険料納付済期間および保険料免除期間)を合計して25年で老齢基礎年金の受給資格ができます。また、保険料納付済期間が40年(20歳～60歳)で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

◎国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務付けられていますが、希望すれば65歳到達までの間、任意加入ができます。60歳到達までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない方は任意加入することにより、受給資格を得ることができる場合があります。また、40年(480月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受けとれない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできますので、お気軽に役場住民課国民年金担当にお問い合わせください。



## 教育委員会だより

### 子どもの体力向上を願って

体力は、健康の保持増進を図る上で不可欠であり、健康な生活を営んだり、物事に取り組んだりする意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっています。

こうしたことから、子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、運動やスポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながります。

文部科学省が実施した「平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小学5年及び中学2年対象)」によると、1週間の総運動時間分布において、小学5年では、運動時間の二極化は明らかになりました。中学2年では、運動時間と体力合計点について、二極化が明らかになりました。

なお、女子においては、運動をほとんどしない児童生徒が多数いることも分かりました。

小学生の運動習慣を確立するには、

- 1 体を動かす時間の創出
- 2 体を動かす空間の工夫
- 3 楽しく遊ぶ仲間づくり

の三つは欠かせない要素です。各小学校では、これらの要素を重視して、体育以外にも、朝や休み時間などを活用し、工夫して子どもの体力向上に取り組んでいます。

家庭では、親子で遊んだりスポーツに親しんだりすること、地域では、スポーツ少年団などのスポーツ団体に積極的に参加したりすることも、体力向上のためのひとつの方法です。子どもが主体となって達成感を感じるにより、「体を動かしたくなる」気持ちを持続することができるからです。

さらに、「調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠」という健康三原則をふまえた基本的な生活習慣を身につけることも重要です。

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133